

## 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金交付要綱

制定 令和4年11月28日付4福保医政第1594号  
一部改正 令和5年7月12日付5保医医政第113号  
一部改正 令和6年1月17日付5保医医政第923号

### (目的)

第1条 この支援金は、医療機関等が東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金実施要綱(令和4年11月28日付4福保医政第1594号。以下「実施要綱」という。)に要する経費について、東京都が予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とし、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付対象医療機関等)

第2条 本要綱に定める支援金の交付を受けることができる者は、実施要綱第3条に掲げる者とする。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

### (交付対象期間)

第3条 本要綱に定める支援金の交付対象期間は、次に掲げるとおりとする。

一 令和5年4月1日から同年9月30日まで(以下「上半期」という。)

二 令和5年10月1日から翌年3月31日まで(以下「下半期」という。)

### (支援金の交付額)

第4条 支援金の額は、前条の交付対象期間ごとに、次の表に掲げる各項目の合計額とする。各項目の算定方法に基づき算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

	交付対象 医療機関等	基準単価	算定方法
食 材 費	病院 有床診療所 有床助産所	1日1人当たり159円	159円に交付対象期間の延べ入院患者数を乗じて得た額
光 熱 費	病院 有床診療所 有床助産所	基本額10,000円に、1床当たり2,000円を加えた額	10,000円に、2,000円に許可病床数(有床助産所にあつては入所定員数)を乗じて得た額を加えた額。なお休棟中の病床は含まない。 ・交付対象期間内に許可病床数が増減した場合は、期間を通じて稼働している許可病床数に基づき交付額を算定するものとする。

無床診療所 歯科診療所 無床助産所	1施設あたり 10,000円	—
施術所	1施設あたり 5,000円	—

(上半期分の交付申請及び実績報告)

第5条 上半期分の支援金の交付を受けようとする医療機関等は、支援金交付申請書兼実績報告書(別記第1-1号様式、別記第1-2号様式又は別記第1-3号様式)を記入の上、東京都知事(以下「知事」という。)が定める期日までに申請を行うものとする。

(上半期分の交付決定及び支援金の額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請兼実績報告に係る申請があったとき、申請内容を適正と認めたときは、支援金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(下半期分の交付申請)

第7条 下半期分の支援金の交付を受けようとする医療機関は、支援金交付申請書(別記第2-1号様式、別記第2-2号様式又は別記第2-3号様式)を記入の上、知事が定める期日までに申請を行うものとする。

(下半期分の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請があったとき、適正と認める場合は支援金の交付決定を行い、申請者に通知する。

なお、この場合において、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、交付の決定をすることができるものとする。

(下半期分の実績報告)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた医療機関は、知事が定める期日までに支援金実績報告書(別記第3-1号様式、別記第3-2号様式又は別記第3-3号様式)を知事に提出しなければならない。

(下半期分の支援金の額の確定)

第10条 知事は、前条による事業実績の報告があったときは、実績報告書を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、交付対象医療機関へ通知する。

(申請の撤回)

第11条 申請者は、第6条又は第8条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第 12 条 この補助事業により支援金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して支援金等の交付を受けてはならない。

(申請のみなし取下げ)

第 13 条 第 9 条に定める実績報告書について、知事が定める期日までに提出がなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

また、知事が第 7 条に定める支援金交付申請書又は第 9 条に定める実績報告書（以下「申請書等」という。）を受け付けた後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の支払い)

第 14 条 知事は、支援金の額の確定後、支援金を速やかに交付するものとする。

なお、申請に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、支援金の交付決定を受けた者（以下「支援金交付事業者」という。）が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたことが明らかとなった場合、又は支援金交付事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合、交付決定の全部又は一部を取り消す。

2 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金交付事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(支援金の返還)

第 16 条 知事は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて返還を命じるものとする。

(事業完了後の調査等)

第 17 条 支援金交付事業者は、支援金交付事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(その他)

第 18 条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。